



上記により対象者の被扶養者の資格審査を行いますが、個々の具体的な事情を照らし、もつとも妥当と思われる認定を当健康保険組合が行います。

(注1) 国内居住要件はHP本編※を見てください。

※各種手続き>扶養家族について<国内居住要件>をご覧ください。

[https://www.macnica-kenpo.jp/situation\\_12.jsp](https://www.macnica-kenpo.jp/situation_12.jsp)

(注2) 下限月額54,000円、60歳以上または障害年金受給者の場合は75,000円以上。

(注3) 別居の家族の場合、対象者の年収には仕送り年額を加算した額で判定します。